

活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一條第二項及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六條第二項の規定により法第十一條第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。）イ、チ（略）

五の二、十六（略）

附則

この省令は、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

○財務省省令第一号

農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号）の施行に伴い、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令
 財務大臣 麻生 太郎
 農林水産大臣 山本 有二

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令（平成十五年財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四條第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務並びに同条第三項及び第四項に規定する業務に関する事項</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四條第一項第一号から第五号までに掲げる業務、同条第二項に規定する業務、同条第三項第一号から第三号までに掲げる業務並びに同条第四項及び第五項に規定する業務に関する事項</p>

<p>二、四（略） （中长期計画の認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 研究機構は、通則法第三十五條の五第一項後段の規定により中长期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四條第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 研究機構法第十五條第三号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣</p> <p>三 研究機構法第十五條第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業、酒類販売業、たばこ製造業及びたばこ販売業に係るものに関する事項 財務大臣</p>	<p>二、四（略） （中长期計画の認可の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 研究機構は、通則法第三十五條の五第一項後段の規定により中长期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四條第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 研究機構法第十五條第二号に掲げる業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣</p> <p>三 研究機構法第十五條第二号に掲げる業務であつて、酒類製造業、酒類販売業、たばこ製造業及びたばこ販売業に係るものに関する事項 財務大臣</p>
---	---

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省省令第一号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六條第一項第一号及び第二号の規定に基づき、農業競争力強化支援法第二十六條第一項第一号及び第二号の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣 麻生 太郎
 農林水産大臣 山本 有二
 経済産業大臣 世耕 弘成

第一条（定義）この省令において「子会社」とは、中小企業者がある発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を有する事業者又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、当該中小企業者の役員若しくは従業員が、その役員の総数の二分の一以上を占める事業者をいう。

一 当該中小企業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有していること。

二 当該中小企業者が、発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満に相当する数又は額の株式又は出資を有しており、かつ、その有する発行済株式の数、出資口数又は出資価額が他のいずれの者の有するものをも下回っていないこと。